

指定通所介護（デイサービス）における 医行為等の明確化について

2021/09/27



TSUKUI

株式会社ツクイ — 超高齢社会の課題に向き合い人生100年幸福に生きる時代を創る —



**本件は、一事業者として、
現場で発生した事例において困っていることを
ご報告させて頂く内容になります。**

- **利用者が重度化し、医療ニーズをもつ方の対応を弊社では求められる場合がある**
 - ・ 看護職員へ「療養生活における医行為（インスリン注射、浣腸、胃ろう、吸引、褥瘡等）」の依頼
 - 例) 重症な褥瘡処置
- **アドバンス・ケア・プランニング（ACP）による終末期などの医療ニーズの多様化**
 - 例) 利用者、家族より終末期ケアの一環として通所介護の利用希望があった（利用中に状態悪化した場合、延命治療は望まない旨の意向あり）
終末期の対応にあたって課題は、
 - ① **医師、訪問看護師による、通所介護事業所へのサポートの有無**
 - ② **緊急時、医師に連絡がつかない場合の対応（救急搬送、心肺蘇生など）**

■ 弊社では**関係機関から対応を求められることがある**

- ・ 通所介護の看護職員ができる範囲以上の希望があるが、介護職員が対応可能な行為か不明確であるため、看護職員に負担が増大している。
- ・ なぜ十分に職員がいるのに医療ニーズ者の対応をしてもらえないのか
- ・ 一方で、看護職員へ具体的な医行為の指示が得られにくい場合があり、対応に困惑する。

■ 介護職員の医療ニーズ者への関わり

- ・ 介護職員がどこまで実施していいか迷いながら行っている。
- ・ 看護職員は、介護職員に任せて良い行為の判断に困っている。

2. 現状の規制

■ 介護職員が実施できるケアの範囲について不明確な点がある

医師、看護師等が行う医行為に関する通知「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）」

例) 日中独居の利用者の送迎を行う場合、送迎時に在宅酸素の付け替えを介護職員が実施してよいのか。

➡チューブを接続し、血中酸素濃度の確認をすることが可能になると対応できる幅が広がる。

■ 医師法17条等の解釈通知の見直し

介護職員が実施できる範囲・具体的な対応について表示して頂きたい。

■ 指定通所介護における医療ニーズ者への対応

例) ガイドラインを策定等

- ・ 医師から具体的な医行為の指示(注意事項、緊急連絡先等)
- ・ 急変時における対応方法(家族への連絡、救急搬送)
- ・ 医師、訪問看護師との連携、サポート体制
- ・ 終末期などの医療ニーズへの対応に関する教育